

議案第11号

関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年2月15日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

消防団員の年額報酬を改定するため、この条例を定めようとする。

関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例

関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年関市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項の表団長の項中「55,000円」を「82,500円」に改め、同表副団長の項中「46,000円」を「69,000円」に改め、同表分団長の項中「34,000円」を「50,500円」に改め、同表副分団長の項中「27,000円」を「45,500円」に改め、同表部長の項中「26,000円」を「37,500円」に改め、同表班長の項中「25,000円」を「37,000円」に改め、同表団員の項中「24,000円」を「36,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第12条第2項の規定は、令和5年度以後の年度分として支給する年額報酬について適用する。